

百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会」(以下「協議会」という。)と称す。

(設置者)

第2条 協議会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(目的)

第3条 協議会の目的は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状(歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望)を踏まえた分流部周辺の利活用方策及び適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者への提言としてとりまとめるものである。

(組織)

第4条 委員の委嘱は事務所長が行う。

2. 協議会は、会長及び委員をもって組織(別表-1)する。なお、必要に応じて、委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
4. 会長は、委員の互選によって決定する。
5. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第5条 協議会は会長が召集し、運営は協議会が行うものとする。

2. 協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の内、学識経験者の代理出席は認めない。
3. 協議会の討議結果の決定については、参加した委員の合議により決定するものとし、提示された意見は議事録等に記載して保存するものとする。
4. 協議会は、討議しようとする事項について必要と認める場合は、委員の総意に基づき、部会を設置することができる。

(情報公開)

第6条 協議会の開催については、記者発表を行うとともに、岡山河川事務所ホームページにより公開する。

2. 協議会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については協議会で定める。
3. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所に置くものとし、以下の業務を行う。なお、協議会から提示された事項を含む。

- ・会議資料(案)の作成
- ・議事録(案)の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公開資料(案)の作成
- ・その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(付 則) この規約は、平成15年12月5日より施行する。

平成16年3月19日 一部改正

* 赤字：協議会の意思決定に基づく変更事項

百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

設立趣旨

百間川は、今から約 350 年前、承応 3 年（1654）の大洪水による岡山城下の壊滅的な被害を契機に、当時岡山藩の番頭であった熊沢蕃山（くまざわばんざん）が旭川の放水路として考案し、その考えを継いだ岡山藩の土木技術者である津田永忠（つだながただ）が設計・施工したものである。この旭川放水路は、岡山城と上道郡を洪水から守るとともに、下流域の新田開発も可能とした河川で、分流部における「三段式の荒手」や河口部における効率的な排水処理など当時の新たな土木技術が駆使されています。

貞享（じょうきょう）の築造（1686）以来百間川は、約 300 年の間、当時のままの姿で大洪水から岡山市域を守ってきましたが、明治以降の相次ぐ洪水被害により大正 15 年から旭川本川での抜本的な改修が進められました。しかしながら、近年の市街化の進展等による土地利用の高度化、農地や山林の減少による保水能力の低下などの洪水要因及び被害要因の変化により、さらに洪水の危険性が高まり、幾度の洪水被害に見舞われています。

こうした状況を背景に、国土交通省では、百間川の役割や歴史の継承と、岡山市域における安全確保の両立をめざして、昭和 49 年に築堤等の本格的な百間川改修に着手し、平成 9 年には工事实施基本計画（平成 4 年改定）の百間川分流量（2,000m³/s）に対応した堤防が砂川を残して概成しました。

今後は、放水路として必要な流量を安全・適切かつ確実に分流できるよう、百間川分流部の機能強化を進めていく予定です。また、流下能力が低い百間川河口水門の増築事業を平成 13 年度より行っており、分流部については砂川の改修に引き続き事業着手していく予定です。

本協議会は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状（歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望）を踏まえた分流部周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行うことを目的とし、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです。

本協議会での検討結果は、河川管理者（国土交通省岡山河川事務所）への提言としてとりまとめ、河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくこととします。

設立趣旨の修正内容について

< 修正前 >

本協議会は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状（歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望）を踏まえた分流部周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者（国土交通省岡山河川事務所）への提言としてとりまとめることを目的として、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです。

< 修正後 >

本協議会は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状（歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望）を踏まえた分流部周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行うことを目的とし、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです。

本協議会での検討結果は、河川管理者（国土交通省岡山河川事務所）への提言としてとりまとめ、河川管理者はその提言を踏まえ、適切な整備・管理を行っていくこととします。

議事録の取り扱いについて（案）

公開する議事録は、議事要旨とする。

*** 議事要旨と詳細議事録（生原稿）を公開する。**

議事録の取り扱いについては、発言者が特定される場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれや発言者の積極的な発言意思等に支障を及ぼすおそれも考えられることから、議事録（議事要旨）の発言者名は非公開とする。ただし、規約に基づき、協議会で決定された場合はこの限りでない。

*** 発言者名も公開する。**

議事録（議事要旨）の公開にあたり、発言内容の確認は重要であることから、各委員に対し発言者名入りで詳細議事録（生原稿）と議事録（案）（議事要旨）を印刷物にて送付する。

*** 印刷物もしくはデジタルデータにて配布する。**

なお、上記に関しては、規約の改正及び運営要領の変更は行わないものとする。

*** 赤字：協議会の意思決定に基づく変更事項**